



令和6年11月28日(木) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
県民生活課	交通安全・ コミュニティ係	廣崎 英貴	内線 3014 直通 058-272-8205 FAX 058-278-2889

「交通死亡事故多発県内警報」の発令について

令和6年11月3日以降、県内では、10件10人の交通死亡事故が発生しています。これは、「交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱」第4別表1に定める県内警報の発令基準（1か月の県内交通事故死者数が10人に達したとき）に該当するため、県内全域を対象とした「交通死亡事故多発県内警報」を発令します。

1 発令種別

県内警報

2 発令期間

令和6年11月28日(木)から12月12日(木)までの15日間

3 発令者

岐阜県交通安全対策協議会長（岐阜県知事）

4 該当する発令基準

交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱 第4 別表1
「1か月の県内交通事故死者数が10人に達したとき」に該当

5 発令に伴う取組み

(1) 県の取組み

- ・ 県ホームページを活用した広報啓発
- ・ 街頭活動の強化
- ・ 関係機関（交通安全協会等）との連携による広報啓発 等

(2) 警察の取組み

- ・ 事故実態に合わせた交通指導取締り
- ・ 街頭指導活動の強化 等

(3) 関係機関

- ・ 傘下組織に対する周知徹底
- ・ 事業所における安全運転指導の推進 等

【1か月の交通死亡事故の概要（岐阜県内）】

発生日	発生場所	事 故 概 要
11月3日	各務原市	自動二輪は西進中、右から横断中の歩行者と衝突。歩行者が死亡。
11月7日	下呂市	普通貨物は東進中、道路右側のコンクリート壁に衝突。普通貨物運転者が死亡。
11月9日	岐阜市	普通乗用は東進中、右から進入の軽四乗用と出会い頭衝突。軽四乗用後部同乗者が死亡。
11月13日	山県市	軽四乗用は南進中、道路右側の河川に転落。軽四乗用運転者が死亡。
11月16日	大垣市	自動二輪は東進中、道路右側の中央分離帯に衝突。更に後続車が自動二輪運転者を轢過。自動二輪運転者が死亡。
11月16日	池田町	軽四乗用は南進中、右から横断歩道を横断中の歩行者と衝突。歩行者が死亡。
11月18日	各務原市	原付二種は東進中、横断中の歩行者と衝突。歩行者が死亡。
11月19日	神戸町	軽四乗用は北進中、右から進入の普通乗用と出会い頭衝突。軽四乗用運転者が死亡。
11月26日	岐阜市	軽四乗用は西進中、道路左側の電柱に衝突。軽四乗用運転者が死亡。
11月27日	可児市	普通乗用は西進右折する際、右から横断歩道を横断中の歩行者と衝突。歩行者が死亡。

【交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱（抜粋）】

（発令基準等）

第4 別表1に定める基準に達した場合には、会長は、警察本部長と協議の上、必要があると認めるとき、非常事態宣言、県内警報及び地域警報を発令することができる。

別表1（第4関係）

○基準

種 別	内 容
県内警報	下記のいずれかに該当した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通死亡事故が、1週間連続して発生したとき ・ 2以上の地域において、地域警報が発令されたとき ・ 1か月の県内交通事故死者数が10人に達したとき

（発令期間）

第5 非常事態宣言等の発令期間は、次のとおりとする。

- (1) 非常事態宣言 その都度決定する。
- (2) 県内警報 発令の日から起算して概ね15日間とする。
- (3) 地域警報 発令の日から起算して概ね10日間とする。

2 会長は、非常事態宣言等発令後、交通死亡事故が継続して多発傾向にある場合は、その期間を延長することができる。